

令和2年6月23日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

植木建設工業（株） 栃木県栃木市都賀町合戦場786

令和2年6月23日～令和2年7月6日（2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、平成31年2月19日、栃木市発注の市道舗装修繕工事においてダンプカー荷台上の仮設トイレの荷下ろしをしていた作業員が、ダンプカーと運転席の仕切り板から地面に落下し死亡する労働災害事故を発生させた。これにより、栃木簡易裁判所は令和元年11月17日、労働安全衛生法違反により同社及び同社の代表者をそれぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令の判決を言い渡し刑が確定した。

また、これらのことを受け、関東地方整備局が令和2年6月15日付で、当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上